

2014年5月9日

根室市長
長谷川 俊輔 殿

一般社団法人 北海道自然保護協会
会長 佐藤謙

「根室フレシマ風力発電所」建設への反対を求める要請書

我が国ではエネルギーシフトの観点から再生可能な自然エネルギーの重要性が指摘され、とくに福島原発事故以降、全国各地で太陽光および風力発電施設の設置計画が急速に進められてきました。原子力に代わるエネルギーシフトすべきという方向性については、私たちは十分に理解しております。

しかし、電源開発株式会社が計画している「根室フレシマ風力発電所（仮称）の建設計画」は、根室半島を特徴づける「全国レベルで重要な自然と生物多様性」に対して取り返しがつかない負の影響を与え、また、自然を楽しむ市民はもちろん全国から駆けつける大勢の観光客が大切に思う「根室半島独特の自然の景観」を破壊するという、負の影響が大いに懸念されます。他方で、これらの大きなデメリットを持つ風力発電所計画を推進することは、根室市が取り組んでいる自然資源、特に豊かな鳥類相、を活かした観光の振興と相いれるものとは、決して考えることができません。

そのため、貴職におかれましては、根室のすぐれた自然と生物多様性を保全し、後世に自然豊かな郷土を残す任務を持つ行政当局として、事業者に対して「根室フレシマ風力発電所（仮称）」事業計画の見直しを求めてくださいますよう、下記の理由を付してここに要請する次第です。

記

1. 要請事項

貴職におかれましては、電源開発株式会社による「根室フレシマ風力発電所（仮称）」の建設計画について、根室市として事業者に対し事業計画の見直しを求めていただくことを強く要請いたします。

2. 要請する理由

(1) 希少な鳥類に対する影響が多大であること

公益財団法人日本野鳥の会による調査結果によりますと、フレシマ風力発電所の計画区域は、多くの場所で、オジロワシ、オオワシなど希少猛禽類がバードストライクを起こしやすい高度を飛翔する可能性が高いことが明らかにされています。また、計画区域周辺は、シマフクロウやタンチョウ、オジロワシ、オオジシギなど、国内希少野生動植物種としてレッドリストに掲載されている、あるいは国の天然記念物に指定されている希少な野鳥の繁殖地であり、多くの渡り鳥が飛来または通過する重要な渡りの中継地となっています。

さらに、計画区域の北側には、国際的に重視されるラムサール条約登録湿地「風蓮湖・春国岱」が近接し、オオワシ・オジロワシの一大越冬地となっています。これらの希少なワシ類は、風力発電所の計画区域と「風蓮湖・春国岱」を含む周辺地域一帯を広範に利用しております。

現在の計画による風力発電所建設は、これらの希少鳥類に多大な影響を与えることが危惧され、「風蓮湖・春国岱」を含む地域一帯の生物多様性や生態系全体への悪影響が大いに懸念されます。したがって、この事業計画は、国際的に重要視される保護地域を中心とした、根室市民はもとより道民や国民にとって非常に重要な共有財産である自然資源を失わせる危険性が高いため、実施すべきではありません。

(2) 全国レベルで貴重な植生と自然景観に対する影響が多大であること

風力発電所の計画区域とその周辺地域は、フレシマの地名の由来となった赤い海崖、その陸側に広がる平坦な海岸段丘面、段丘面を刻む小河川、河口付近に散在する池沼などから構成されています。計画区域の植生は、段丘面を広く被う海岸草原とミヤコザサ群落、その内陸側にあるダケカンバ、シラカンバ、ミズナラがそれぞれ優勢な森林、谷筋のハンノキ林とヨシ草原、池沼の水生植物群落、放牧地、トドマツやアカエゾマツの人工林などから構成され、主に地形変化に応じて多様な自然が形成されています。このような多様な植生は、この地域の自然の大きな特徴であり、そこに生育する植物種が多様になるだけでなく、鳥類の生息環境を多様にしています。

海岸草原では、トウゲブキ、エゾゼンテイカ、チシマフウロ、エゾノシシウド、ヤマブキショウマ、ハクサンチドリ、シオガマギクなど国内ではほとんど亜高山帯以上の高標高地で広葉草原（高茎草原）を構成する多年草や、ナガボノシロワレモコウ、ヒオウギアヤメ、ノハナショウブ、シコタンキンポウゲ、センダイハギ、エゾクサイチゴなど、千島列島からカムチャツカなどの亜寒帯地域と共通して海岸や湿原に生育する、草丈の高い多年草が多く認められます。上記の亜寒帯・亜高山帯性広葉草原は、平地では十勝・釧路・根室管内の道東地域に見られ、とくに根室半島と知床岬に良く発達しています。これらの植物は、千島・カムチャツカ以東、あるいはサハリン以北の亜寒帯気候下の特徴となりますので、根室半島の海岸草原は、平地で認められる亜寒帯・亜高山帯性広葉草原として、全国レベルできわめて希少です。しかも、これらの植物は、春から夏にかけて多彩に咲き誇り、その見事な景観は、根室半島の重要な自然資源となっています。

また、海岸付近でのダケカンバ林（亜寒帯・亜高山帯の森林）の成立や、国内では根室から知床にかけての海崖周辺に限られる希少な亜寒帯性植物キヨシソウやトモシリソウの生育も、亜寒帯・亜高山帯の植生が平地に見られるという根室半島の希少性を示しております。

以上の特徴ある地形と植生について、私たちは、総体的には、貴重な「自然景観」と捉えています。ここの自然景観について、私たちは、すでに失われた北海道の原風景が多く残されている地域として非常に大切に考えます。他方、冬の厳しい時期には、国内において滅多に目にすることのできない地平線まで広がる一面の雪原が出現し、その自然景観もまた国内他地域に例がない貴重なものと考えております。

(3) 観光資源としての自然の価値への悪影響

まず、前項で述べたように、地形と植生から構成されるこの地域の自然景観は、観光資源・自然資源として高く評価されます。

事業計画区域を含むフレシマ地域は、映画やドラマのロケ地としても活用されており、近年注目を集めるフットパス（根室フットパス）が自然景観や野生生物を楽しむために設定されています。また、公益財団法人日本野鳥の会と同根室支部は、この地域で毎年自然観察会を開催しており、多くの市民が参加しています。日本野鳥の会が設置した記念碑周辺には、この地域の自然環境を一望するために多くの人が訪れています。この地域に人工物がほとんどなく原風景である自然の景観が維持されていることは、多数の自然利用者を惹きつける結果になっております。

この事業計画により多数の風車が建設され、原風景・自然景観が失われますと、自然景観としての価値が大幅に低下し、自然愛好者や観光客の利用に大きな影響を与えると危惧されます。したがって、このような自然豊かな地域における風車建設は、地元、根室市にとって大きなデメリットとなる危険性が大きく、決して行うべきではないと考えます。

また、鳥類だけを考えても、根室半島に飛来する、あるいは生息する野鳥は、根室市の重要な観光資源となっています。毎年、「ねむろバードランドフェスティバル」が開催されているほか、2014年8月には、アジア地域で初めて開催される「国際鳥学会議」において、海外から参加する研究者向けのバードウォッチングツアーが根室半島で開催されます。

根室市内では約360種の野鳥が記録されており、種数の豊富さが多くの人を惹きつけております。また、根室市周辺は、越冬のために飛来する多数のオオワシ、風蓮湖周辺で繁殖するタンチョウとオジロワシなど、限られた地域でしか観察できない希少種が多いことが大きな魅力となっています。すなわち、根室半島では、野鳥の多様性と希少性の二つの価値が共存する点で、人々を惹きつける大きな特徴が認められます。

とくにオジロワシなどの大型猛禽類は、国内外の報告において、風車に衝突しやすいことが示されています。その理由は未解明であり、現在のところ、これら鳥類種の飛行範囲に風車を建設しないこと以外には有効な衝突回避策がありません。風車建設は、国内はもちろん海外からも多数の訪問者を呼び込むことのできる貴重な自然資源である鳥類に大きな影響を与えるため、根室市の観光資源が大幅に減少してしまい、野鳥観光都市としての根室市のイメージにも大きな悪影響を与えると大きな懸念が生じます。このように、根室市にとって大きなデメリットが明らかですので、この地域における風車建設は、決して行うべきではないと考えます。

(4) 事業者による環境影響評価方法書は、極めて不十分な調査に基づいており、決して方法書の段階に達していないこと

事業者である電源開発株式会社による「根室フレシマ風力発電所（仮称）環境影響評価方法書」（2012年3月）は、環境影響評価法に基づく方法書としては、記述内容が極めて不十分で、基本的に方法書と見なすことはできない段階の書物と判断しております。

その理由として、次の社会状況が考えられます。2013年に環境影響評価法が新法に改定され、環境影響評価の手続きとして配慮書・方法書・準備書・評価書の4段階で住民・国民・関係機関などの意見を聞くという、従来と比較して詳細なチェックの仕組みとなるこ

とになりました。この新法の経過措置として、それまでの事業者による自主アセス書を「方法書」と読み替えるとしたところ、2012年に多数の風力発電事業計画が「駆け込み」で提出されました。その「駆け込み」故に、すべての風力発電事業に関わる環境影響評価が、まことに不十分になったと考えています。

そうした社会状況がありますが、現在まで非常に多くの環境影響評価書に目を通してきた当会が判断しますと、「根室フレシマ風力発電所（仮称）環境影響評価方法書」（2012年3月）ほど、内容の不十分なものはないと断言できます。

まず、風力発電の対象事業内容に関して、「数値などは検討段階のものであり、確定したものではないが、概ね本事業による上限を示している」としており、「風力発電所の出力は34,500kW、風力発電機の台数は15基（予定）」として、対象事業実施区域は、「外枠だけが図示」されています。すなわち、環境影響評価書の方法書と見なされたにもかかわらず、計画そのものが検討段階であり、具体的にどの位置に、どの程度の規模の風力発電機が、何基建設されるのか、また、15基の風力発電機のための管理道路や搬入搬出道路はどのように建設されるのか、まったく不明確です。このため、「方法書」と名乗っていますが、事前に環境への影響を評価することができない段階の書物が駆け込みに提出されたに過ぎないと判断します。

他方、この方法書では、動物、植物、景観などの自然環境や、騒音、水質などの生活環境に関して、わずかな文献調査結果が基本となり、事業者みずから行うべきである現地調査結果や聞き取り調査結果がほとんど示されておりません。そのため、この地域の自然の大切なことについても、方法書段階では十分に認識されていません。このこともまた、方法書としてはまことに不十分ですので、自然環境や生活環境について環境影響評価方法書と見なすには、余りにも杜撰な書物に過ぎないと判断しております。

このような方法書に次いで、今年、準備書が提出されると聞こえてきております。準備書段階では、事業者から建設の詳細計画がいきなり提出されることとなりますが、住民・国民の意見は、詳細計画が既に煮詰まったこの準備書段階しか提出できません。すなわち、事業者が風車を建てたいという方法書ではあるが、事業者による環境影響評価に対して、住民・国民の意見を述べる機会は、今後一回限りである準備書段階のチャンスしかなく、きわめて不十分なものです。

しかしながら、方法書段階で明白なことは、根室市の別当賀地区と初田牛地区において、最長5kmの構内配電線を設置し、その距離範囲に1基の定格出力2,300kW、ハブ高（タワーの高さ）約78m、ローター（ブレード：風車の羽根）の直径約82m（以上を合わせると風車の高さ約119mに及ぶ）の大型風車が15基建設されること、この風車群から約15kmに及ぶ送電線が建設されることである。この事業計画は、さらに搬入用または管理用の道路建設、森林伐採などを伴う大規模事業であり、貴重な自然景観と生物多様性に多大な影響を及ぼすと危惧されます。

以上のことから、地元市町村の判断が、「根室フレシマ風力発電所」建設問題に対して非常に重要と考えております。それ故に、貴職のご賢察をお願いしたく、ここに要請書を提出した次第です。